

○30番宮川潤君（登壇・拍手）（発言する者あり）日本共産党の宮川潤です。

通告に従い、知事に質問いたします。

初めに、ロシアとの領土問題に関し、まず、領土問題に対する知事の歴史認識についてです。

1855年、日魯通好条約で、択捉島と国後島の南千島は日本領、得撫島から占守島までの北千島はロシア領とし、樺太については、両国間の境界を決めないとされました。

そして、1875年、千島樺太交換条約の平和的な外交交渉によって、樺太全島をロシア領とするかわりに、北千島も日本領土としました。

なお、第二次世界大戦の戦後処理については、1941年の大西洋憲章でも、1943年のカイロ宣言でも、領土不拡大を確認していました。

しかし、1945年2月、米英ソの3国によるヤルタ協定で、スターリンが、対日参戦の条件に、千島のソ連への引き渡しを要求し、アメリカ、イギリスともこれを認めました。

しかし、ソ連は、千島列島だけではなく、ヤルタ協定で言及しなかった北海道の一部でもある歯舞、色丹まで軍事占領をしました。

そして、1951年、サンフランシスコ平和条約で、日本は、千島列島に対する全ての権利、権原及び請求権を放棄することを強要され、現在に至っています。

日本政府は、我が国の領土がロシアによる不法占拠状態であるという見解を示しています。

知事も、ロシアによる不法占拠状態であるとの認識をお持ちなのか、明確にお答え願います。

次に、ロシアとの領土交渉等についてです。

安倍首相は、プーチン大統領との首脳会談で、日ソ共同宣言を基礎にした平和条約締結交渉を進めることで合意しました。北海道の一部である歯舞、色丹の返還時において、中間的な条約を結ぶことはあり得ると考えます。

しかし、平和条約を結ぶことは、すなわち国境線の確定につながり、それ以降の領土返還交渉の道は閉ざされることになると思いますが、知事の認識を伺います。

知事は、これまで、日ロ首脳会談の結果に対して、談話を幾度も発表してきましたが、この重大な事態に、いまだに公式の談話を発表していません。

なぜ、知事談話を発表しないのですか、伺います。

二島返還先行で平和条約を締結することを問題なしとお考えですか、知事の認識を伺います。

次に、領土問題に取り組む知事の姿勢についてです。

これまで、道は、元島民らと一体になって返還運動に取り組み、先日、国会へ300万筆もの署名が提出されています。

これまでの運動を投げ捨て、二島返還へと方針転換することは許されないと考えますが、知事の認識と今後の取り組みについて伺います。

次に、消費税増税等に関し、まず、消費税増税の受けとめについてです。

政府は、来年10月から10%への増税を強行しようとしています。所得が少ない人ほど負担が重くなる、所得に対する逆進性のある消費税の税率を上げることは、低所得者を一層苦しめ、格差

をさらに広げるものです。

消費税導入以来の税収は372兆円に上りますが、同時期の法人3税の減収分は、消費税総額の約8割に相当する291兆円であり、法人税の減収の穴埋めにされてきたのが実態です。

消費税の増税について、逆進性という性格から、格差の拡大、低所得者の生活に一層の困難をもたらすことになるとの認識はお持ちなのか、伺います。

次に、複数税率とインボイスについてです。

複数税率について、コンビニなどでの店内飲食は10%だが、持ち帰りは8%など、混乱が広がっています。

小規模な免税業者は、インボイスが発行できないため、商取引から排除されることとなります。インボイスを発行するためには、課税事業者となる必要があり、レジや新たな会計システムの導入、複雑な税務会計処理が求められます。

知事は、インボイスの発行をめぐる問題についてどう認識されているのか、見解を伺います。

消費税の増税は、重税と煩雑な事務負担、売り上げ減少など、最悪の事態が今から予想されます。

知事は、国に対して、消費税増税をやめること、及び、道内の小規模事業者や中小企業等への支援を充実することを要請すべきと考えます。知事の見解を伺います。

次に、ブラックアウトの検証等に関し、まず、ブラックアウトによる損害等についてです。

道の推計では、ブラックアウトによって生じた経済的被害は、商工業で約136億円、農林水産業で約27億円にも上ります。ブラックアウトは、明らかに、自然災害ではなく、北電によって引き起こされた人災です。

知事は、ブラックアウトによって生じた道民の損害についてどう認識し、損害の補償についてどう取り組むおつもりなのか、伺います。

次に、ブラックアウトの原因についてです。

ブラックアウトを引き起こした原因究明や北電の責任の所在について、なぜ、道の検証委員会において検証項目となっていないのか、伺います。

また、知事は、ブラックアウトの原因をどう認識し、どう解明していく必要があると考えているのか、あわせて伺います。

次に、北電の責任と電力供給体制のあり方についてです。

北電は、社内検証委員会で、ブラックアウト再発防止策の中間報告を発表しましたが、経営陣の責任にも、電力の48%を苫東厚真火力発電所に頼っていた電源集中の是非にも触れられていません。

北電の責任は重要と考えますが、知事は、本道の電力供給を行う企業としての北電の責任についてどう認識しているのか、伺います。

また、集中している電源構成を是正することは、ブラックアウトの再発防止に不可欠と考えます。

知事の認識を伺うとともに、電力の分散的供給体制の構築に向けて、どう取り組むのか、あわせて伺います。

次に、地方路線等についてです。

34年前に総延長で約3176キロメートルもあった道内の鉄路は、その後の、利益優先、市場任せの分割民営化によって、今では約2403キロメートルにまで縮小させられました。

最大の責任は国にあります。唯々諾々と受け入れてきた歴代知事の責任も極めて重いものがあると指摘せざるを得ません。

そこで伺います。

まず、知事の認識についてです。

高橋知事の在任15年余りで、道内の地方路線は、3路線、総延長で237キロメートルが廃止されました。しかも、J R北海道は、今後、5路線については、廃止またはバス転換をしたいと考えています。

J R北海道で、この5路線を含め、単独では維持困難とされた13路線については、今後の協議の進展によっては、路線の存続は不透明です。

知事は、これらの路線の廃止は必ず阻止するという強い気概を持って取り組むべきと考えますが、知事の認識を伺います。

次に、J R日高本線についてです。

今回、一部区間の廃止を受け入れざるを得なかった沿線7町長から、道庁のリーダーシップ不足に不満の声が相次いだとの報道があります。日高町村会長の坂下様似町長は、列車がとまって間もなく4年、この状況を異常だと思わないほうが異常だと思うと痛烈に批判しました。知事はこの批判をどう受けとめているのか、伺います。

次に、J R根室本線の東鹿越 — 新得間の復旧等についてです。

2016年の台風被害で根室本線の東鹿越 — 新得間が不通となって2年余りがたちますが、いまだに復旧されていません。

道の交通政策総合指針には、本道における交通ネットワークの形成、災害時の代替交通、観光路線として、根室本線の重要な役割が明記されています。

この路線の復旧が日高本線のように放置され、廃止されることなどはあってはなりません。

知事は、J R北海道に対して、直ちに復旧に取り組むよう強く申し入れるべきではないですか、伺います。

次に、カジノ等に関してです。

まず、道による、優先すべき候補地の選定についてです。

道は、苫小牧市を最優先候補地とすることが妥当と表明しました。誘致の是非を明らかにしていないもとで、優先すべき候補地の選定を行うことは矛盾であり、実質的にカジノの推進にかじを切ろうとするやり方はこそくであります。

優先すべき候補地を決めたということは、実施方針を策定する一步前の段階ということです。

知事は、みずからの判断を示すことなく、有識者懇談会のお墨つきを得て進めようとしているだけではないですか。カジノの是非について、道は有識者懇談会の意見をただ追認するだけですか。

判断に当たって、知事として独自に何を加味して行うのですか、伺います。

次に、ギャンブル依存症等の実態把握と誘致の判断についてです。

道は、I R誘致による経済効果にかかわる調査を行ってきた一方で、ギャンブル依存症による影響などについては、今日まで、何ら根拠ある調査を行っていません。有識者懇談会の委員からも、調査が行われていないことに対する批判が出されています。

道は、調査に向けて取り組みを進めてまいりたいと、先月初めて表明しましたが、その結果をどこで議論し、カジノに反対する道民の声をどう反映させるおつもりなのか、伺います。

有識者懇談会は、次回の会合で一応の結論を出そうとしていると承知しています。調査結果を議論しないまま、誘致の判断はできないものと考えますが、見解を伺います。

次に、国民健康保険に関し、まず、北海道単位化の意義についてです。

国民健康保険法第1条には、「社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」と書かれています。

北海道単位化によって、本道の社会保障及び道民保健の向上にどのように役割を発揮しようとしているのか、伺います。

次に、今年度の道内の国保の格差についてです。

本道には157もの保険者があるため、市町村別の所得の格差、法定外繰り入れの実施、保険料軽減制度や、同じ収入の世帯でも保険料が違うこと、資格証明書の発効の有無など、それぞれ大きな格差になっているとお考えですか。

そのもとで、国保の統一を図るには無理があるのではないですか、伺います。

次に、保険料の算定方式についてです。

市町村によって、所得割、平等割、均等割、資産割の組み合わせで保険料を算定しています。算定方式について、知事は、今後どうあるべきとお考えか、伺います。

次に、国保料負担の軽減についてです。

2014年、全国知事会は、国保料を協会けんぽ並みに引き下げのために、1兆円の公費負担増を政府に要望しました。私ども日本共産党も賛成です。

知事は、公費負担をふやすことで国保料を被用者保険並みにすべきとお考えですか、伺います。

次に、介護保険に関し、まず、特別養護老人ホーム等、入所施設の増設についてです。

全道の特養ホームの入所待機者は、一昨年4月現在で1万2774人で、その約7割の8719人は、1年以上の長期にわたり待機し続けています。また、要介護度5の待機者が3224人もいます。

特養ホームの圧倒的な不足についてどう認識し、特養ホーム及び他の入所施設の不足を、いつまでに、どう改善されるのか、伺います。

次に、介護人材の不足の解消についてです。

2017年度の介護需要の推計は9万6200人で、供給が9万2000人ですから、4200人の不足でした。2025年度は、需要推計が11万7000人で、供給の推計が9万6935人ですから、2万65人が不足することになります。8年の経過で、不足する人数が4200人から2万65人に急増することになり、問題は重大です。

介護職員の処遇改善や、仕事の重要性和魅力を訴え、介護士不足を解消して、北海道の介護事業を守ることは、知事の責任で行うべきと考えますが、いかがか、見解を伺います。

次に、介護保険料についてです。

本道の保険料は、2000年に3111円で始まり、3年ごとの見直しで毎回値上げし、ことしは5617円で、2025年には7310円と想定されています。加えて、国保料も上がっています。

一方、2004年度の厚生年金の老齢年金の平均月額16万7529円から、2016年度には14万7927円と1万9602円も下がっています。

介護保険料も国保料も上がり、年金は下がる状況の中、市町村で独自に減免を実施しているところもあります。2016年度は32市町村で実施していましたが、2017年度には42市町村にふえ、金額では、1366万円から2748万円へと、2倍以上に急増しています。

知事は、介護保険料の高騰について、住民負担の限界という認識をお持ちですか。

これ以上値上げしなくて済むように、国に対して要望するとともに、道独自の対策をとるべきですが、いかがか、伺います。

次に、農業問題に関し、まず、貿易自由化の影響等についてです。

11カ国によるTPPが12月30日に発効する予定です。日EU・EPAは、国会で、来年早々に発効させようという動きが強まっています。米国との間では、事実上のFTA交渉が進められようとしています。

TPPには、タイ、台湾、EUを離脱するイギリスなど、加盟に意欲的な国々の名前が挙がっています。タイなどの農業国が新規に加盟するなら、北海道農業への影響はさらに大きいと考えます。

このTPPの影響について、かつてオール北海道で反対の立場にいた知事は、どのような認識に立ち、どのような行動をとっているのか、伺います。

次に、種子条例についてです。

我が会派は、昨年1定以来、公的機関が、安心、安全な種子の供給を行うことが重要であることを強調し、種子法にかわる道独自の条例の速やかな制定を求めてきました。

今回の条例制定に当たって、民間事業者が種子生産を行うとしていることから、多国籍企業の参入や遺伝子組み換え食品を懸念する声が上がっています。

知事は、これらの懸念にどう応えるのですか。

条例素案では、米、麦、大豆の主要農産物についても、新たな民間事業者が種子生産を行うとされていますが、具体的にはどういうことなのか、御説明願います。

最後に、水産政策の改革等に関し、まず、漁業権についてです。

漁業法改正案が国会で審議されています。漁協に優先してきた漁業権を企業に直接与えることを可能とするものです。

私は、漁協幹部に直接話を伺ってきましたが、組合と何も相談せずに法律を決められるものなのか、法案をつくる人と浜の人のギャップが大きいなどの訴えがありました。

知事は、漁業者への説明をさらに広げる必要があるとお考えですか。

また、北海道の養殖漁業、沿岸漁業において、企業に漁業権を付与することはあり得ないと考えますが、知事の見解を伺います。

将来にわたり、漁協との信頼関係を守り、漁業者、漁協との合意を抜きに漁業権を企業に付与することがないことを明らかにしてください。

次に、海区漁業調整委員の選任についてです。

海区漁業調整委員会は、公選制から知事の任命制にしていますが、公正で民主的な委員会とするため、高橋知事は、委員の選任はどうあるべきと考えているのか、伺います。

以上、再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長勝部賢志君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）宮川議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、北方領土に関する認識についてであります。歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方領土は、日本人によって開拓され、日本人が住み続けた島々であり、いまだかつて一度も外国の領土となったことがない、我が国固有の領土であります。

このような歴史的事実がある北方領土については、ロシアによる不法占拠が続いている状況にあるという見解を日本政府が示していることは承知しており、それが我が国の基本的な法的立場であると認識をいたします。

次に、北方領土返還に向けた交渉についてであります。先月14日に行われた首脳会談においては、日ソ共同宣言を基礎として平和条約交渉を加速させることで合意し、政府としては、北方四島の帰属の問題を解決し、平和条約を締結するという、我が国の一貫した立場に変更はないとの方針を明らかにしているところであります。

私といたしましては、政府がこれまでの基本方針に変更がないとしていることから、特に談話という形でのコメントは出していないところでありますが、先月の首脳会談を契機として、一日も早い北方領土の返還に向けて、外交交渉が進展していくことを強く期待するものであります。

次に、北方領土返還に向けた取り組みについてであります。先月14日に行われた首脳会談において、日ソ共同宣言を基礎として平和条約交渉を加速させることで合意したことは、両首脳が領土問題の解決に向けた一步を踏み出したものと認識しており、一日も早い北方領土の返還に向け、外交交渉が進展していくことを強く期待するものであります。

今後、年明けにも首脳会談が予定されていることから、私といたしましては、70年以上に及ぶ元島民の方々の思いを酌み取りながら、領土返還運動の関係団体などとも連携し、国への要請活

動を行うなど、四島の帰属の問題を注視しつつ、両国間の外交交渉が進展するよう取り組みを進めてまいります。

次に、消費税についてであります。国と地方の厳しい財政状況や、急速に進む少子・高齢化のもと、持続可能な社会保障制度の確立に向け、安定した財源の確保が必要であります。

一方で、来年10月に予定されている消費税率の引き上げに当たっては、低所得者ほど、収入に占める税負担の割合が高くなることから、国において、軽減税率などの対策が適切に講じられることが重要であります。

次に、大規模停電の影響などについてであります。胆振東部地震に伴い、一時、北海道全域に及んだ停電により、道民の暮らしや産業活動は重大な影響を受けたところであり、住民の生活はもとより、商工業や観光業、農林水産業などに広く被害が及んだところでもあります。

道といたしましては、国と北電に対し、再びこうした事態を生じさせないように、原因の分析と再発防止策の検討を踏まえて、電力の安定供給に万全を期するよう強く求めていますほか、産業基盤の回復や経営再建などに向け、道内の経済・産業団体、企業、行政機関などと連携しながら、本道経済の早期復興を図るとともに、被災された地域の方々が安心して暮らせるよう、全庁が一丸となって復旧・復興対策に全力で取り組んでいるところであります。

次に、今後の対応についてであります。暮らしと経済の基盤である電力については、社会経済の変化への柔軟な対応が図られるよう、安全性、安定供給、経済効率性、環境への適合を基本的視点としながら、さまざまな電源の特性が生かされた多様な構成とし、将来にわたって安定的に供給されることが重要であります。

道といたしましては、安定供給に責務を有する北電に対して、さまざまなリスクを想定し、発電設備や電力システムのあり方を含め、電力の安定供給に万全を期すよう求めるとともに、地域や企業などとの連携のもと、身近な地域で自立的に確保できる資源を活用したエネルギーの地産地消を引き続き推進してまいる考えであります。

次に、本道の鉄道についてであります。鉄道網は、道民の皆様の暮らしはもとより、観光や物流といった産業全般など、本道の発展を支えてきた重要な社会基盤であります。

J R北海道が、単独で維持することが困難とした線区については、おのおのの線区における協議会などにおいて、地域住民の暮らしを支える公共交通の利便性の向上を初め、国内外の観光客の利用促進や、地域の産業を支える物流網の確保、さらには、路線維持に向けた地域における協力、支援のあり方など、さまざまな課題の解決に向け、検討協議を重ねてきているところであります。

道といたしましては、引き続き、関係市町村や交通事業者などと一層連携を深めながら、鉄道網を含む公共交通ネットワークと地域交通の確保に向け、全力で取り組んでまいります。

次に、J R日高線についてであります。現在、日高線の鶴川 ― 様似間においては、たび重なる大きな自然災害により、運休が長期にわたる中、沿線の町長の皆様においては、これまで、将来を見据えた交通体系のあり方などについて、精力的に議論を積み重ねてこられたところであ

り、道といたしましても、課題解決に向け、可能な限りの協力を行うため、先般、私自身が地域を訪問させていただき、直接、町長の皆様の御意見をお伺いさせていただきました。

意見交換の場では、町長の皆様から、地域住民の方々の暮らしにさまざまな影響が出ている中、特に海岸保全の問題については、3年以上にわたって抜本的な対策が講じられていない状況のもと、住民の皆様の不安な気持ちが高まっており、改めて早期の解決を待ち望むという強い思いを伺ったところであります。

私といたしましては、沿線自治体の皆様の思いを受けとめ、引き続き、道が中心となって、国やＪＲ北海道と、海岸保全を含めた協議を進めるなど、全力で取り組んでまいります。

次に、ＩＲに関し、まず、候補地の検討などについてであります。誘致について適切な判断を行うためには、優先候補地を絞り込むことが重要と認識しており、誘致の意向を示している３地域を対象に、日本型ＩＲに求められる要件との整合性や、ＩＲ事業者の関心の高さ、事業実施による経済効果などについて比較検討するとともに、有識者懇談会での御意見なども参考に、今後の議論のたたき台として、苫小牧市を優先候補地とすることが妥当との考え方をお示したところであります。

道といたしましては、このたたき台をもとに、ＩＲがもたらすプラス、マイナスの両面からの効果等について、さらに検討を進めてまいる考えであります。

次に、ＩＲの誘致などについてであります。公営競技やパチンコ遊技などギャンブル等に対する依存症対策については、本年10月に基本法が施行されたところであり、道といたしましては、法に基づく国の基本計画の検討状況を踏まえつつ、有識者や専門機関の助言もいただきながら、ギャンブル等依存症の実態把握の手法などについても検討してまいる考えであります。

また、ＩＲ整備法の規定に加え、道独自の取り組みなどによるカジノ規制の実効性を高める取り組みや、既存のギャンブル等を含めた総合的かつ体系的な依存症対策の方向性などについて、今般、基本的な考え方をお示したところであり、道といたしましては、道議会での御議論はもとより、地域での説明会などを通じ、道民の皆様に丁寧の説明し、幅広い方々の御意見を伺いながら、ＩＲの誘致について適切に判断をしてまいります。

次に、国保制度における道の役割についてであります。国民健康保険は、市町村を単位とする公的医療保険制度として、国民皆保険制度を支える役割を60年近く果たしてきたところであり、持続可能な医療保険制度を構築するため、国民健康保険法が改正され、ことし4月から、道も、市町村とともに国保運営を担っているところであります。

道といたしましては、医療を必要としている方が、いつまでも安心して医療サービスを受けることができるよう、道が主体となって、市町村や国保連合会、医師会などと連携し、道民の保健、医療のセーフティーネットである国保制度を将来にわたり安定的に運営してまいる考えであります。

次に、国保事業に対する国の公費負担についてであります。国保は、他の公的医療保険に比べて、加入者の年齢構成が高く、所得水準が低いことから、今後の医療費の増加に対応するた

め、国と地方の協議の場において確約された国の財政支援が確実に実行されることが重要と考えるところであります。

このため、道といたしましては、全国知事会などと連携し、国庫負担の増額によるさらなる財政基盤の強化について、強く国に要望するとともに、市町村と連携して、保険料水準の平準化に取り組むなど、新たな国保制度の安定的な運営に努めてまいります。

次に、介護保険料についてであります。高齢化が進行する本道においては、介護を必要とする高齢者が今後ますます増加すると見込まれており、それに伴い、介護保険料も上昇していくと考えるものであります。

こうした中、道では、これまで、国に対して、給付と負担のバランスや、国と地方の負担のあり方などについて十分検討し、低所得の方々の負担軽減措置の拡充を行うよう要望するとともに、低所得の方々の負担をより軽減するため、保険料の多段階設定について、市町村に働きかけてきているところであります。

道といたしましては、今後とも、こうした取り組みや、各保健所による、市町村の介護予防の取り組みへの技術的支援を行うほか、自立支援や重度化防止の取り組みを促進するなどして、高齢者の方々が、住みなれた地域で安心して暮らすことができる体制づくりに取り組んでまいります。

次に、ＴＰＰへの対応についてであります。ＴＰＰ１１が年内に発効することとなる中、今後、加盟国において、新規加入のプロセスなどについても決定されるものと承知しておりますが、いかなる国際環境下においても、本道農業が再生産が可能となり、持続的に発展していくことが何よりも重要と認識をいたします。

このため、道といたしましては、今後の国の動きを十分に注視するとともに、ＴＰＰ１１の影響についても継続的に把握する中で、農業団体とも連携し、地域からの意見などを聞きながら、各作物の生産体制や農地等の計画的な整備はもとより、ブランド力を生かした米、牛肉等の販路拡大など、本道農業の競争力強化に向け、一層取り組んでまいります。

最後に、漁業権制度の見直しについてであります。今般の改正案では、漁業権の免許に際し、現在の優先順位を廃止するかわりに、漁場を適切かつ有効に活用している場合は既存の漁業権者が優先されることが明記されたところであります。

本道においては、長年にわたり、漁業協同組合を中心とした利用調整により、漁場が有効に活用されていることから、今後も、現行の管理体制が維持されるものと考えるところであります。が、漁業者の方々からは、制度の具体的な運用が不明なことから、不安の声も聞かれているところであり、引き続き、漁業団体と連携し、国に対して丁寧な説明を求めていく必要があると考えるところであります。

また、漁業権の設定に当たっては、漁業調整上の支障がないことが法律上の要件となっており、企業参入に際しては、既存漁業者や地元漁協との調整を踏まえて対応することが必要と認識しております。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上であります。

○副議長勝部賢志君 経済部長倉本博史君。

○経済部長倉本博史君（登壇）初めに、消費税に関し、インボイス制度などについてであります。消費税率引き上げに伴い、中小・小規模事業者におきましては、取引商品の税率の把握や記帳、レジの改修といった新たな負担が発生することに加え、今後導入が予定されている、いわゆるインボイス制度では、免税事業者から仕入れを行った事業者は税額を控除することができなくなることから、下請企業などの免税事業者は、取引を打ち切られたり、取引継続のために課税事業者となることを選択し、新たな納税負担が生じることが想定されるなど、経営への影響が懸念されるところであります。

道といたしましては、複数税率やインボイス制度の導入などによる中小・小規模事業者への影響が最小限にとどまるよう、国に対し、事業者の負担に対する助成制度の充実強化について強く働きかけてまいります。

次に、大規模停電の検証についてであります。今回の大規模停電に関しましては、発生原因、電力供給の確保、再発防止策などについて、電力広域的運営推進機関の検証委員会や国の審議会などで検証を行っているところであり、苫東厚真発電所の1号機、2号機、4号機の停止や、道東方面への送電線事故に伴う複数の水力発電所の停止といった複合要因によるものとされております。

道では、こうした国などによる検証はもとより、関係者や専門家などの御意見も踏まえながら、停電発生後の対応が、道民の生命、生活を守るために十分機能したかについて、ライフライン等の項目の中で検証を進めているところであります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 総合政策部交通企画監黒田敏之君。

○総合政策部交通企画監黒田敏之君（登壇）ＪＲ根室線の東鹿越―新得間についてでございます。現在、東鹿越から新得までの間は、大規模な自然災害により、運休が長期にわたり、通学や通院など、住民の皆様の暮らしにさまざまな影響が生じているものと認識をしております。

道の交通政策総合指針において、同区間は、輸送密度が小さい状況にあるものの、全道をめぐる観光列車の運行に向けた地域の動きや、近年頻発する自然災害への対応の必要性などを踏まえ、道北と道東を結ぶ災害時の代替ルートや、観光列車など、新たな観光ルートの可能性といった観点も考慮するとの考えを示したところでございます。

道といたしましては、交通政策総合指針の考え方にに基づき、圏域間のネットワークや、今後の活力ある地域づくりなどにも十分配慮しながら、引き続き、地域の検討協議の場に必要な情報を提供しつつ、地域の皆様とともに議論を尽くしてまいります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 保健福祉部長佐藤敏君。

○保健福祉部長佐藤敏君（登壇） まず、国民健康保険に関し、保険料水準の平準化についてでございますが、新たな国保制度においても、保険料の決定や徴収、加入者の資格管理などの事務は、引き続き市町村が行うものであり、保険料の減免などの事務の運用については、各市町村が、それぞれの地域事情を踏まえて、条例などにより定めているものでございます。

本道では、加入者の所得水準が地域により異なるなどの事情で、保険料の水準に地域差があることから、道としては、このような地域事情を踏まえ、国保運営方針に基づき、加入者負担に急激な変化が生じないように配慮しながら、今後とも、市町村と十分協議し、保険料水準の平準化や各種事務の標準化を進めてまいる考えでございます。

次に、保険料の算定方式についてでございますが、国民健康保険法における保険料の算定につきましては、加入者1人当たりの均等割保険料や所得に応じた所得割保険料を全ての加入者に課すこととされているとともに、市町村の判断で、世帯当たりの平等割保険料や保有資産に応じた資産割保険料を課すことができるとされております。

市町村におきましては、地域の実情に応じた保険料の算定方式をそれぞれ定めていると承知いたしております。道といたしましては、保険料の算定方式を見直す際には、加入者負担の変化に十分配慮しながら、住民への丁寧な説明を行うよう周知いたしますとともに、均等割保険料について、全国知事会とも連携し、子どもに係る保険料の軽減を国に要望しているところでございます。

最後に、介護人材の確保についてでございますが、高齢化の進展により、介護を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、サービスの提供に必要な人材の確保は喫緊の課題と認識をいたしております。

このため、道では、本年度からの第7期介護保険事業支援計画の基本方針に、人材確保策の充実を位置づけ、介護職の魅力や、やりがいを発信するなど、多様な人材の就業促進を図るとともに、介護ロボット、ICT機器の活用による勤務環境の改善などを盛り込んだところでございます。

道としては、市町村や介護事業所団体等との連携のもとで、こうした取り組みを着実に推進するとともに、継続的にその効果を評価、分析するなどいたしまして、実効性のある施策を推進してまいる考えでございます。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 保健福祉部少子高齢化対策監栗井是臣君。

○保健福祉部少子高齢化対策監栗井是臣君（登壇） 介護保険に関し、特別養護老人ホーム等の整備についてでございますが、本道においては、広域分散や積雪寒冷といった地域特性に加え、高齢者の単身または夫婦のみの世帯の割合が高いなどの社会的要因を背景に、中・重度の要介護者の方々の特養への入所ニーズは高いものと考えております。

このため、道といたしましては、第7期介護保険事業支援計画に基づき、地域医療介護総合確保基金も活用しながら、市町村との緊密な連携のもと、高齢者人口の動向や、医療、介護の社会

資源の整備状況など、地域の実情を踏まえつつ、特養等の基盤整備を着実に進めていくほか、認知症高齢者グループホームなどの居住系サービスや小規模多機能型居宅介護等、在宅サービスの体制整備の充実に努めるなどして、地域において、必要なサービス提供体制が確保されるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 農政部長梶田敏博君。

○農政部長梶田敏博君（登壇）種子条例に関し、種子生産に係る民間活力の活用などについてでございますが、本道農業が、我が国の食料の安定供給を担い、持続的に発展していくためには、農作物の安定生産が重要であり、その基本となる優良な種子の安定供給が不可欠であると考えております。

こうした中で、条例の案では、一部の地域のみで栽培され、作付面積が少ない品種の種子は、地域の実情に応じ、農業団体などの民間事業者が生産できる仕組みを検討しております。

その実施に当たっては、道において、民間事業者が優良品種の種子を適正かつ確実に生産できることを十分に審査するとともに、その種子計画の策定や種子審査などについても引き続き道が担うこととしており、普及すべき優良品種の種子の確保に取り組んでいく考えであります。

なお、遺伝子組み換え作物につきましては、北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例により、許可なく栽培することを禁じており、今後とも、厳格なルールのもと、その適正な運用に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 水産林務部長幡宮輝雄君。

○水産林務部長幡宮輝雄君（登壇）水産政策の改革等に関し、海区漁業調整委員の選任についてであります。海区漁業調整委員会は、行政委員会として、漁業権の設定などに当たり、知事の諮問機関となるほか、漁場の利用調整などを行う重要な役割を担っております。

本道には、10の海区漁業調整委員会が設置されており、それぞれの地域の漁業と資源に見合った操業ルールの設定や資源保護に関する規制、漁業紛争の防止などを行っていることから、今後とも、地域の漁業に精通した漁業者を中心とする組織となる必要があると考えております。

このため、道としては、委員会の役割が適切に果たされるよう、委員の選任に当たっては、地域の意見が十分に反映され、公平性、透明性を確保した仕組みとなることが重要と考えております。

以上であります。

○副議長勝部賢志君 宮川潤君。

○30番宮川潤君（登壇・拍手）指摘を交え、再質問をいたします。

初めに、ロシアとの領土問題についてです。

日ロ首脳会談での合意は、歯舞、色丹の二島返還のみで平和条約を締結しようとする危険があ

ることはもちろん、二島すら返還されない可能性があることを知事は重く受けとめるべきであります。

我が党は、歯舞、色丹の二島先行返還はあり得るものとしますが、その場合は中間的な条約とし、平和条約は、領土問題が最終的な解決に至った時点で締結すべきとの立場です。

二島返還で平和条約を締結すれば、歴史上、取り返しのつかない重大な汚点となります。

知事は、日ロ首脳の合意について、一步踏み出したことは率直にありがたいと思っていると、新聞の取材で述べていますが、楽観的な状況にないことは誰の目にも明らかではないですか。

領土問題の最終的解決なくして平和条約の締結はあり得ず、絶対に二島返還の段階で行うべきではないと強く主張することが何よりも大切ではないですか。知事にそのお考えはあるのか、伺います。

次に、ブラックアウトの検証等についてです。

経済産業省の専門家会合は、2015年10月の報告書で、「過去最大級、又はそれを上回る計画外停止が発生しても、電力需給がひっ迫することのないよう、多重的な需給対策を講じ、安定した電力需給の実現に万全を期すべき」と、以前から警鐘を鳴らしてきました。

にもかかわらず、北電は、泊原発の再稼働に固執し、エネルギー供給体制の分散化は後手に回ってきたと言わざるを得ません。

経産省から指摘を受けていたにもかかわらず、北電は、泊原発の再稼働に固執し、再生可能エネルギーの拡大や中小規模の発電体制の構築をおくらせてきました。この北電の責任を知事はどう考えるのか、伺います。

ブラックアウトを二度と起こさせないためには、再生可能エネルギーを軸として、脱原発を明確にした、クリーンで安全なエネルギーの供給体制の分散化を早期に進めることが必要と考えますが、知事の認識を伺います。

知事は、北電への働きかけを含め、どのように行動するおつもりか、伺います。

次に、地方路線等に関し、まず、自治体負担と国や道の責任等についてです。

不通から4年がたち、先月末に、日高門別 ― 様似間の路線廃止を受け入れざるを得なかった日高管内の町長たちからは、苦渋の選択だったとの声が上がりました。

ある道北の首長は、住民の命を守る病院をとるか、ＪＲをとるかだと、究極の選択を迫られていました。

地方交付税が減らされ続けているのに、ＪＲ北海道は応分の負担をと言うが、どこにそんな余裕があるのかとの声も大きくなっていることを知事は御存じですか。

知っているというなら、自治体に負担を押しつける前に、道として、負担額等を明らかにし、その上で、国に対して負担割合や負担額を示すように求めるべきではないですか。

いつまでに、どのように取り組むつもりか、伺います。

次に、大災害と国土の保全についてです。

大災害にかかわる国土保全について、知事は、これまで国に対して求めてきたと言いますが、

具体的に、何を求め、国からどのような説明があったのか、まず伺います。

また、ＪＲ北海道は、高波で崩落した護岸の復旧を、資金難を理由に、工事に着手することなく放置しました。一昨年の台風による被害で２年余りも不通になったＪＲ根室本線の東鹿越―新得間も、ＪＲ北海道は、同じ理由で、工事に着手さえしていません。

そもそも、復旧に費用がかかり過ぎるからといって、国土の保全工事を放棄するなどということとはあってはならないことです。

本来、国土の保全は国が担うべき第一の仕事であり、それを民間会社任せにするのは間違いです。

大災害による沿線の護岸や崖の崩落の復旧、保全に対しては、国が責任を持って対応するように、制度の改善も含めて強く求めるべきと思いますが、知事の認識を伺います。

次に、カジノ等についてです。

カジノ依存症対策について、ＩＲへの参入を目指している日本企業のＣＯＯは、日経新聞社主催のＩＲフォーラムの席上、依存症対策を行うことについて、これは、正直な話、カジノオペレーターとしては売り上げが減ってしまう話、どんどんはまってもらったほうがいいと述べています。これは、カジノにはまり、依存症の人をどんどんつくり出すことが企業の利益になると正直に述べたものです。

知事は、カジノの誘致により、企業のもうけのために不幸な住民をつくることになるとはお考えにならないのですか、伺います。

ギャンブル依存症の影響をどんなに最小に抑えたとしても、依存症をつくり出すカジノの根本構造は変わるものではありません。

ギャンブルによる害の深刻さをどう認識し、いかに影響を最小にするおつもりか、根拠を持って答弁願います。

次に、国民健康保険に関し、まず、今年度の道内の国保の格差についてです。

加入者所得について、地域により異なるとのことでしたが、市町村別の１人当たりの平均所得で、一番低いのは赤平市で２７万３０００円、一番高いところは猿払村の６５８万７０００円と、所得格差は２４倍です。

給与収入が３００万円の２人世帯の保険料は、幌加内町で１６万５５００円ですが、同じ条件で、由仁町では４４万９４００円と、２．７倍の差です。

先ほどの答弁では、国保料減免制度等は市町村が決定すると言いながら、平準化、標準化を進めていくとのことでした。

この答弁自体が矛盾していますが、さまざまな点で大きな格差がある中、どうやって、平準化、標準化をしていこうとするのでしょうか。

それぞれの市町村に国保の歴史と条件があり、各自治体が独自性を持って運営してきて、今の制度になっています。

保険料を平準化する場合、所得の高い市町村では保険料が高騰することになります。

保険料が上がらないように、また、減免制度を利用してきた人が利用できなくならないようにすることが必要だと考えますが、知事は、加入者一人一人の立場に立って、負担増にならないようにしていくお考えか、伺います。

次に、国保料負担の軽減についてです。

国保料負担の質問をしましたが、国保制度の安定的な運営と述べたものの、国保料についての答弁はありませんでした。

本道の国保加入者は、無職と非正規雇用などの被用者の方を合わせて78.7%に達しており、これ以上高い国保料を課すことは、滞納者をふやし、国保料の支払いのために生計を破綻に追い込むこととなります。

国民健康保険法第1条は、「国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」としていますが、国保が、社会保障の向上どころか、道民生活を押し潰そうとしているのが実態であります。

知事は、国民健康保険料が高過ぎて払えないという加入者の負担感について、どう捉えていますか、伺います。

次に、介護保険についてです。

これまで、事業計画に、職場定着、離職防止、若年層に対する介護の魅力の普及啓発を位置づけて取り組んできました。

しかし、2011年度の離職率は16.4%だったものが、2016年度は20.0%です。

介護福祉士養成学校の入学者は、2005年度に1518人いましたが、2018年度は333人と減っています。

知事は、これまでの、職場定着、離職防止、若年層に対する介護の魅力の普及啓発の取り組みについて、どう評価、総括を行いますか、伺います。

また、今後は、これまで以上の取り組みが必要ですが、どのようにお考えですか、伺います。

最後に、農業問題についてです。

種子条例案について、民間事業者が種子生産を行うとは、農協などの農業団体を前提にしたもののとの答弁でした。多国籍企業を参入させることを想定したものではないとのことなので、しっかりとした運用をしていただくように指摘いたします。

以上、再々質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長勝部賢志君 知事。

○知事高橋はるみ君（登壇）宮川議員の再質問にお答えをいたします。

最初に、北方領土返還に向けた交渉についてであります。私といたしましては、一日も早い北方領土の返還に向け、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するという、これまでの我が国の基本方針のもと、外交交渉が進展していくことを強く期待するものであり、今後とも、あらゆる機会を捉えて、国への要請活動を行うなど、最大限の取り組みを行ってまいりたいと考えています。

次に、電力の安定供給に関し、今後の対応についてであります。このたびの大規模停電により、道民の暮らしや産業活動は重大な影響を受けているところであり、道といたしましては、電力供給に責務を有する北電に対し、再発防止策の実施はもとより、今後とも電力の安定供給に万全を期するよう求めてきているところであります。

また、本道においては、各地域に、豊富で多様なエネルギー資源が賦存しているところであり、道といたしましては、地域や企業などとの連携のもと、身近な地域で自立的に確保できる資源を活用したエネルギーの地産地消を引き続き推進してまいります。

次に、ＪＲ北海道の事業範囲見直しについてであります。関係者会議などにおいて示された国の支援の考え方については、国と地域の役割分担や地域負担の額など、地域としての支援に関し、道民の皆様の御理解をいただく上で、さらに議論を深めていく必要があると考えるところであります。道では、ＪＲ北海道の極めて厳しい経営状況などを踏まえ、法改正までの２年間については、維持困難線区における定時性や利便性、快適性の向上など、利用促進に資する緊急的かつ臨時的な支援を行うことが必要と考えるものであります。

一昨日、私から鉄道局長に対して、道の考え方をお伝えし、これを踏まえたＪＲ北海道に対する国と地方の支援について、次の関係者会議で説明するよう申し入れを行ったところであり、今後、私といたしましては、できる限り早期に関係者会議を開催して、市長会、町村会とともに、国とさらに協議を行う考えであります。

次に、鉄道施設の災害への対応についてであります。道では、本年８月に、国交省に対して、ＪＲ日高線の鉄道護岸の復旧及び海岸整備について、日高管内の町長の皆様と合同で要請を行ったところであります。

要請では、地域住民の安全で安心な生活の確保及び国土保全の観点から、ＪＲ北海道に対する災害復旧に向けた指導や、国等がＪＲ北海道にかわり復旧、整備ができる仕組みの創設などを求めたところであり、国からは、海岸保全対策など、恒久的な整備に向けては、ＪＲ日高線のあり方に関する地域での協議結果を踏まえ、今後、対応を検討するとの考えが示されたところであります。

道といたしましては、これまで、鉄道事業者が災害を受けた際には、国に対し、災害復旧事業の適用や予算の確保などを求めてきたところであり、引き続き、沿線自治体の皆様と十分に連携を図りながら、早期の解決に向け、全力で取り組んでまいります。

次に、ギャンブル等依存症対策についてであります。ギャンブル等依存症は、本人のみならず、御家族の日常生活や社会生活に大きな影響を及ぼすものであり、ギャンブル等で深刻な問題を抱える方々を１人でも少なくしていくことが重要と考えます。

こうした認識のもと、今般の基本的な考え方では、カジノ規制の実効性を高めるための道独自の取り組みや、依存の段階に応じたきめ細やかな支援体制の整備など、総合的なギャンブル等依存症対策の方向性を示しており、こうした取り組みが、依存問題を抱える方々の発生の抑止など、ＩＲのカジノ設置に伴う社会的影響の低減に資すると考えるものであります。

次に、国保の保険料水準の平準化などについてであります。保険料の決定や徴収、加入者の資格の管理などの事務は、今後も市町村が行うものであります。保険料水準の平準化や各種事務の標準化を進めるに当たっては、加入者の所得水準が市町村により異なるなどの事情で、保険料の水準に地域差があることから、市町村と十分協議しながら、加入者負担に急激な変化が生じないように配慮してまいりたいと考えております。

次に、保険料についてであります。国保は、その構造上、高齢者の割合が高く、加入者の所得水準が低いことなどから、国の社会保障審議会において、他の医療保険制度も含め、負担能力に応じた負担のあり方などが検討されているところであります。

道といたしましては、今後の医療費の増加などに対応するため、国保の保険料水準に大きな影響を与える国の財政支援について、全国知事会と連携して、引き続き、拡充を求めてまいります。

最後に、介護人材の確保についてであります。道では、これまでも、市町村や介護事業所と連携し、多様な人材の就業促進や処遇改善などを進めてきたところであり、さまざまな業種で人手不足が深刻化する中、介護従事者は年々増加してきているものの、依然として需給ギャップは解消していないところであります。

今後、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向け、さらなる対策を講じていく必要があると考えるものであり、道といたしましては、これまでの取り組みに加え、行政機関や介護事業所団体等で構成する協議会で、実効性のある対策を検討するとともに、引き続き、処遇改善について、国に強く働きかけてまいります。

以上であります。

○副議長勝部賢志君 宮川潤君。

○30番宮川潤君（登壇・拍手）指摘を交え、再々質問を行います。

初めに、国保料についてです。

まず、国保料算定における均等割と平等割についてです。

国保は、一番所得の少ない方々が一番高い負担を強いられています。被用者保険と違うのは、所得が少ない世帯についても、1世帯当たり幾らと掛ける平等割という算定方式があることと、同じ所得であっても、家族がふえれば保険料がふえる均等割という計算方法があることです。

札幌市で、給与収入が400万円の4人家族の場合、国保料は41万3500円に対し、協会けんぽだと20万5000円です。国保でも、平等割と均等割を廃止すれば、28万700円に下がります。

知事は、国保の平等割、均等割について、廃止、減額すべきとお考えですか、伺います。

次に、国保料引き下げのための知事の決断についてです。

昨年度決算では、工業用水道へ一般会計から4億6000万円を繰り入れていますし、苫小牧東部特別会計、石狩湾新港特別会計、公共下水道事業特別会計への貸し付けは、ほぼ全額返ってきていませんが、これらの合計で10億4400万円以上になります。

道の一般会計は、この程度の支援が可能だということでありまして。

この規模の道からの援助を、加入者1人当たりの所得が50万円未満の、札幌市などを含む26市町村、49万3000世帯に行い、同額を市町村が新たに繰り入れるなら、1世帯で4237円の引き下げが可能になります。知事の決断でさらに引き下げも可能です。

本当に国保料の負担軽減の必要性があるとお考えならば、国の財政支援を求めると同時に、道としても、最大限の努力をして、国保料を減額させる努力をすべきです。知事の決断が求められています。ぜひ、この場でお示してください。

次に、ロシアとの北方領土問題についてです。

国境学が専門の岩下明裕北海道大学教授は、日ロの領土交渉について、スタートラインを二島に設定した交渉の帰結は、それ以下にしかないと、二島先行返還を目的とした交渉では、二島以上は返ってこないという問題を鋭く指摘しています。

領土を失ってまで結ぶ平和条約に果たして何の意味があるのか。それこそ、国益を損なう重大な事態になりかねません。

外交的に屈服をすることなく、毅然とした交渉を行うよう、政府に求めるべきと強く指摘します。

次に、地方路線等についてです。

J R 北海道の地方路線の存続のためには、沿線自治体に負担を押しつける前に、道と国が責任ある負担額を示すべきとの私の質問に、残念ながら、知事から明確な答弁はありませんでした。

一昨年来、J R 北海道が路線見直しの対象としている13線区の総延長は約1237キロメートルに及びます。仮に、このままJ R 北海道の言いなりに廃線の道を歩めば、道内に残される線路は、何と1350キロメートルほどと、1912年——大正元年当時に逆戻りとなってしまうのです。

知事が、今後、いつまで道政のかじ取りを続けるのかは不透明ではありますが、今後も、J R 北海道の考えを地域に押しつける限り、道内の鉄路は限りなくゼロに向かっていくことは間違いありません。

道民は、1900年代初めごろに逆戻りさせるような道政は決して許さないということを強く指摘しておきます。

次に、カジノ等についてです。

カジノの誘致によって生ずるギャンブル依存症の増加の深刻さが知事からは語られませんでした。

しかも、基本的な考え方で示した道の取り組みが社会的影響の低減に資すると、明確な根拠もなく答弁されたことは重大です。依存症等の実態調査を行うといまだ明言しない知事の姿勢が、道民の不安をさらに増大させていると言わざるを得ません。

北海道児童青年精神保健学会のカジノ問題ワーキンググループ代表の黒川新二医師は、道議会議員に宛てた手紙の中でこう訴えています。

賭博は何も生み出しません。現出するのは人間の不幸だけです。カジノ誘致は、地域経済を破壊し、住民の心と家庭を荒廃させて、北海道の致命傷となる可能性があります。

この言葉は、私たち道議会議員はもとより、知事自身にも向けられています。

この言葉を重く受けとめるならば、カジノの誘致は断固行わないことを決断すべきと強く指摘します。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長勝部賢志君 知事。

○知事高橋はるみ君（登壇）宮川議員の再々質問にお答えをいたします。

最初に、国民健康保険に関し、保険料の算定などについてであります。国民健康保険法では、保険料の算定に当たって、均等割保険料を課すこととされ、平等割保険料については、市町村の判断で課すことができるとされており、保険料の算定方式は、市町村において、地域の実情に応じて定めているところであります。

均等割保険料については、全国知事会と連携し、子どもに係る保険料の軽減を国に要望しており、国においては、こうした制度について、国保基盤強化協議会において議論していることから、こうした協議の場で検討されるものと考えるところであります。

次に、国保の保険料についてであります。今後の医療費の増加などに対応するため、現在、国の社会保障審議会において、負担能力に応じた負担のあり方などについて検討されているところであります。

道といたしましては、保険料水準に大きな影響を与える国の財政支援について、全国知事会などと連携し、引き続き、拡充を求めるとともに、市町村と連携して、保険料水準の平準化に取り組むなど、新たな国保制度の安定的な運営に努めてまいる考えであります。

以上であります。